

## 2020 年度事業計画

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が世界的に広がっており、消費者をめぐる情勢は不透明さを増しています。そうした中、政治、経済、社会の状況も大きく変化しており、消費者運動が取り上げるべき問題もより幅広く、内容も高度になってきています。

「消費者重視」「消費者志向」とも言われる中で消費者団体への社会的期待が引き続き高まる一方、消費者代表としての主体的力量や体制づくりには課題が山積しています。

そこで、2020 年度も“社会的要請に応える態勢づくり”を重点とします。

主な活動分野としては、CI の提起する「消費者の 8 つの権利」のうち、「全国消団連・消費者運動ビジョン」（2003 年）で「その性格から消費者団体が中心となって問題を提起し、運動を展開する必要がある」と整理した、第 2～第 7 の権利に関する課題を中心に、情勢を踏まえながら学習活動・情報提供活動・政策提言・立法運動に取り組みます。

なお、学習活動について、全国消団連は上記の分野を中心に消費者教育（学習会）や広報啓発に取り組みますが、消費者団体の連絡会という組織の性質上、全国消団連学習会に参加した会員団体がその会員を対象に学習会を開催する、という形で消費者団体の活動が広がっていくことを目指します。

### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

#### （1）消費者運動への幅広い参加の獲得

消費者運動総体として、いよいよ歴史の継承・後進の育成が課題となってきています。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。2020 年度は理事会で会員活動交流の時間を持つことを検討します。

#### （2）新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、ホームページや機関紙「消費者ネットワーク」のほか、情報発信の多様化が必要です。2018 年秋にスタートした SNS（facebook・twitter）のタイムリーな更新を継続するほか、フォロワー数の増加を目指します。SNS は議員要請のツールとしての活用も進めます。

#### （3）「NPO 法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が 2017 年にスタートし、これまでに計 5 回の助成事業を実施することができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。

### 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

#### （1）消費者基本計画工程表見直しへの対応

2020 年度からの 5 か年計画として策定された第 4 期消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、毎年度の工程表見直しに向けて、フォローアップと政策提言に取り組みます。

#### （2）地方消費者行政の強化

地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、現状把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で世論に発信します。

### (3) 消費者契約法改正など消費者関連法の強化

消費者契約法の次回改正に向け、消費者庁検討会などでの意見表明を進めます。

デジタル・プラットフォームをめぐる問題について、消費者庁検討会などでの意見表明を進めます。

預託商法の法整備や、消費者裁判手続特例法の改正に向けて、動向を注視し政策提言を行います。

成年年齢の引き下げが2022年に控える中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、少なくとも経過措置期間内に実効性ある対策が実施されることを求めます。

### (4) 食品安全・表示に関する対応

改正食品衛生法に関するフォローアップ検討や、食品ロス削減に関する検討に参加し、意見表明を進めます。消費者委員会で行われている「食品表示の全体像」議論などの動向を注視し、適宜政策提言を行います。

健康食品、減塩等の課題について、学習や情報共有を進めます。

### (5) 環境・エネルギー問題に関する対応

気候変動に関しては、温室効果ガス削減の中期目標見直し等の動向を注視し、適宜政策提言を行います。

エネルギー問題に関しては、審議会で検討されている再生可能エネルギー主力電源化の課題（固定価格買い取り制度の見直し等）や容量市場制度導入などの論点について、動向を注視し政策提言を行います。LPガス料金透明化問題について、学習を進めます。

プラスチックごみ問題について、学習や情報共有を進めます。

### (6) その他課題

カジノ法、SDGs、単価価格表示（ユニットプライス）、公共料金、キャッシュレス、電気通信、固定電話・郵便・ブロードバンド等のユニバーサルサービス、個人情報保護法見直し、災害と消費行動などの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

## 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

### (1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

### (2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CIから発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。G20消費者政策国際会合を受けて設立された「徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク」と、秋に開催予定の国際会議に参加します。

### (3) 他分野との連携強化

福祉や子育て支援など、隣接分野で活動している団体と情報交換を行うなど連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。